

第23回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成25年5月27日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 11名

1番 白 川 英 之

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 欠席委員 1名

2番 永 洞 忠 志

5. 出席職員

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

6. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告について

日程第 10 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第 11 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 1 2 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議
について

日程第 1 3 議案第 7 号 浜中町農業・農村活性化に関する建議について

日程第 1 4 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第23回総会の開会に先立ち御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名でございます。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、永洞委員については、所要のため出席できない旨の連絡が事前にございましたことを申し添えます。

以上でございます。

議 長

おはようございます。

例年ですと、今時期はだいぶ暖かくなってきているのですが、今年は低温の状況が続いており、今後の牧草の生育が気になる場所ですけれども、なんとか天候が回復することを祈りたいと思っております。

先般、浜中農協の通常総会に出席してまいりました。農協単独での生産乳量が10万トンにまで伸びており、トライベツ地区を外して酪農協を入れると、優に10万トンを超え、生産額も100億を超えるということです。

こういった厳しい状況の中で生産量が上がってきたというのは、去年の天候がよかったということもあるのでしょうかけれども、これまでの町と産業団体が一体となった取組の成果が、徐々に表れてきている結果だと自分なりに判断しております。酪農技術センターや担い手対策をする研修牧場など、地道な積み重ねがこういった結果につながっているのかなという思いがしております。

また、総会の出席者が90名余りと聞いておりますけれども、かなり多くの若い世代の組合員が出席されており、このことは来賓として出席されていた町長も非常に感心しておられました。こういう若い世代が浜中の酪農を引っ張っていくのだということで、非常に勇気付けられたというような感想を述べられておりました。私も同感でございまして、今後に大いに期待できるのかなと思っております。

円安による生産資材の高止まりやTPP問題など、非常に先行き不透明な状況ですけれども、こういった若い世代が経営に対する意欲をそがないような形で、我々関連団体が農政活動等をやっていかなければならないと改めて感じた次第でございます。

新聞紙上を見ますと、10年後の農業・農村所得倍増計画などと華々しく謳っておりますけれども、具体策が全く見えていないのが現状です。特に酪農部門については、どのような運びになっていくのか見えない部分がありますから、できるだけ、こういった議論の中に農業者の声を反映させるべく産業団体、町含めて、連携しながら中央に持っていく必要があるのかなと思っております。

先月、特別委員会の議論の結果を御報告いただき、その結果に基づいた建議書の案を提出させていただいております。そういった具体案を含めながら、我々農業委員会として町長にお願いしていかなければならないと思っておりますので、

建議書の案につきましても、慎重な審議の上、同意をいただければと思っているところでございます。

そのようなことも含めながら、本日の会議の御協力をお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を議題といたします。

本日の議事録署名委員は、議長において10番白川俊明委員、11番片島委員をお願いいたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

次に、日程第5 会務の報告を議題とします。事務局より御報告いたします。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

会務報告の中で、本日の議案関係以外で御質問があれば、これを受けます。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑がないようなので、これで会務報告を終わります。

日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進法(利用権設定等促進事業)による農用地利用調整報告についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

報告第1号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は認定農業者から農用地について、利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとしてされています。

本案につきましては、先月の総会において、売買によるあっせんの申出のありました、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係る所有権移転に伴う農用地利用関係調整報告であります。権利の設定を受ける者を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、今月1日に、本件の調整委員である、農地部会により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

ここに、調整委員の報告に基づき、御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長 事務局より、提案理由の説明が終わりました。
農地部会による調整ということでしたが、部会長から補足説明があれば、これを受けます。

小 椋 委 員 特にありません。

議 長 特にないということで、これから、本報告に対する質疑を行います。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し採決いたしますが、ここで、〇〇〇〇〇は会議規則第10条の規定のより議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、採決いたします。
本報告は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事務局 長

議案第1号、土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受領したときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず農業委員会の審議に付した後に発行することとされています。

本案につきましては3件の願い出であります。浜農委25-7号の願い出人は、茶内東1線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東1線〇〇番〇、〇筆、〇〇〇㎡で、願い出の内容は、土地の地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。

願い出地は現在施設用地として使用されており、この土地を農地以外として地目変更登記を行おうとするものであります。

次に、浜農委25-8号の願い出人は、茶内東1線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東1線〇〇〇番〇、〇筆、〇万〇〇〇㎡であります。願い出の内容は、土地の地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。

また、願い出地は現在原野化しており、この土地を農地以外として地目変更登記を行おうとするものであります。

次に、浜農委25-9号の願い出人は、浜中東4線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は浜中東4線〇〇番の内ほか〇筆、合計〇万〇、〇〇〇㎡であります。願い出の内容及び願い出地の状況については、前号と同様であります。

また、現地調査につきましては、小椋委員、白川英之委員、片島委員により、いずれも5月9日に実施し、確認しております。

以上、現地調査の結果を踏まえ、農地・採草放牧地以外として証明しようとするものであります。詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

議案第1号の提案理由の説明が終わりました。
調査に当たった委員の方々より補足説明があれば、これを受けます。

担当委 員

(特になしの声)

議 長

特にないようなので、これから、申請番号順に質疑を行います。
浜農委25-7号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委25-8号の質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委25-9号の質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委25-7号から順に採決を行います。 これから、浜農委25-7号の採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委25-7号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委25-8号の採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委25-8号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委25-9号の採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委25-9号は、原案のとおり可決されました。
事務局	長	日程第8 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と します。提案理由の説明を事務局より申し上げます。
事務局	長	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその

内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借による権利、若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされております。

本案は6件の届け出であります。届け出の内容につきましては、農用地の賃貸借2件、使用貸借4件となっております。

それぞれの申請内容を申し上げますと、整理番号1は、浜中西2線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、茶内西4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏へ農用地を賃貸借しようとするものであります。

整理番号2は、同じく〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏へ農用地を賃貸借しようとするものであります。

整理番号3は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、茶内西7線〇〇番地、〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号4は、茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号5は、茶内西5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号6は、円朱別西9線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げますが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

議案第2号について、事務局より提案理由の説明がありました。
これから、担当地区の委員より補足説明を受けます。
整理番号1、2、4、5について、1番白川委員お願いします。

白川委員

(補足説明あるも省略)

議 長	次に、整理番号3の補足説明を、11番片島委員お願いします。
片 島 委 員	(補足説明あるも省略)
議 長	次に、整理番号6の補足説明を、6番小椋委員お願いします。
小 椋 委 員	(補足説明あるも省略)
議 長	これから、整理番号順に質疑を行います。 まず、整理番号1について、質疑ありませんか。 5番熊谷委員。
熊 谷 委 員	整理番号1と2の土地引渡の時期が、許可後から〇年間ということで短いのではないかと思います、これについて特別な理由でもあるのでしょうか。
農 地 係 長	この度の〇〇さんから〇〇さんと〇〇さんへの賃貸借契約ですが、〇〇さんが来年〇〇月に誕生日を迎えて〇〇歳になられます。そのときに年金受給の関係で、再度〇〇年貸し付けるという考えもありますし、事務局としては、この〇年間の間に売渡を進めていきたいという思いもありますので、〇年間という短い期間で申請をいただきました。
議 長	他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑がないようなので、次に、整理番号2の質疑を行います。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。 3番梅原委員。
梅 原 委 員	〇〇さんから〇〇さんに使用貸借するというのですが、土地の面積の確認をお願いします。地番で言いますと、茶内橋北東〇番の内と橋北西〇番の内になりますが、ここは〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇があるのですが、その部分も含めて使用貸借ということなのではないでしょうか。

農地係長	図面上では確認しづらいのですが、この件につきましては、記載のとおり内地番となっております、〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の面積が抜けた形になっておりますので、こちらの方はこれでよろしいと思います。
議長	他に質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、討論を省略し、整理番号順に採決を行います。 まず、整理番号1の採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告
についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第3号農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告について、提
案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を
所有し、又は法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作
若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、討論を省略し、整理番号順に採決を行います。ここで〇〇〇〇〇は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

これから、整理番号1を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第10 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第4号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとしてされています。

本案につきましては、茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権設定等の申出があったものであります。

つきましては、以上の調整に係る調整委員の指名について提案いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 議案第5号につきまして、提案理由の説明が終わりました。
これから、整理番号順に質疑を行います。
まず、整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
それでは、討論を省略し、整理番号順に採決を行います。
まず、整理番号1を採決する前に、〇〇〇〇〇は会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

これから、整理番号1を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事務局 長

議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項では、農用地の所有者から農業委員会に所有権移転の申出があり、かつ、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めた調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地について当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有並びに利用の状況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積を図るため、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による買入が特に必要であると農業委員会が認めるときは、市町村長に対し、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が買入を行う旨の通知をするよう要請ができるとされています。

本案につきましては、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地に係るもので、本年〇月〇日付けで所有権移転の申出があったものでありますが、先ほどの報告第1号で御報告申し上げましたとおり、農地部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

議案第6号につきまして、提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
それでは、討論を省略し採決いたします。
ここで、〇〇〇〇〇は会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第13 議案第7号浜中町農業・農村活性化に関する建議についてを議題とします。事務局より建議書案の朗読及び提案理由の説明をいたします。

農 政 係 長

(建議書案朗読あるも省略)

事 務 局 長

議案第7号浜中町農業・農村活性化に関する建議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国の農業情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業資材・燃料の高騰等に伴う収益の低迷、また、これらに起因する遊休農地の拡大、食料自給率の低下など、非常に厳しい状況となっております。

国は、農業・農村の持続的発展に向けた施策を推し進めておりますが、一昨年3月に発生した東日本大震災により、農林漁業は甚大な被害を受け、地域経済にも深刻な影響を及ぼしました。

また、安倍首相は本年3月にTPPの交渉参加を表明しましたが、TPP協定は本道農業と地域経済に大打撃を与えるものであり、農業者はもとより道民は強い不安を抱えております。

北海道農業は、これまで大規模かつ生産性の高い専門的経営体を構築し、安全・安心な食料の安定供給を図り、我が国の食と農業の中核として本道経済の発展に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、高齢化や後継者不足、飼料価格高騰に伴う経営の悪化、さらにはTPPによる農業への先行き不安は、農業者にとって深刻な問題となり、本町酪農においても離農者の増加など、多くの不安材料を抱えております。

そうした情勢を踏まえ、昨年8月に設置した農業・農村活性化検討特別委員会は、これまで6回にわたる会議を開き、本町酪農の振興と農業者が安心して営農活動に取り組める農業施策の強化について協議を重ねてまいりました。さらには生産現場の生の声を直接活動に反映させ、先月の総会において、最終報告書の提出を行っております。

当農業委員会は、農業者の代表として、農業者が抱える様々な問題や課題について、意見の公表や市町村長などへの建議を実施するなど、公的機関としての重

要な役割を担っております。

この度の特別委員会の報告は、厳しい農業情勢に対する生産者の痛切な訴えであると認識し、ここに報告書の内容に基づき、浜中町農業・農村活性化に関する建議書を作成し、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により町長に建議すべく提案するものでございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長 議案第7号について、提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。
8番百々委員。

百 々 委 員 農家の子弟が、町外で働いて戻ってきたときに、いきなり農家の仕事はできないと思うので、そういう人たちの研修機関などがあれば助かると思います。そういった事業展開もしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 町長に建議書を提出しに行った際に、若干の懇談の時間もあろうかと思っておりますので、その辺は口頭で伝えてまいりたいと思っております。
他に質疑ありませんか。
11番片島委員。

片 島 委 員 スクールバスの利用についてですが、将来的に運行範囲を広げるというような話も聞いているのですが、現在どのようになっているのでしょうか。

議 長 スクールバスの運行に関しては、女性部からの要望で、酪農振興とは関係ないのですが、茶内小学校の児童で、一部の対象外の子どもがスクールバスに乗っているという話は聞いております。

全体の地区に走らせてほしいという御意見だろうと思っておりますが、直接農業委員会の活動に関わることはありませんが、農業後継者の方々が搾乳を中断して子どもを送ってきているという実態もあり、農業経営上問題のあることなので、町長の方にはそれも含めて提言はしたいと思っております。

他に質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、討論を省略し採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程を議題とします。事務局より提案いたします。

事 務 局 長

次回総会日程ですが、会長ほか事務局、農協さん等の予定をそれぞれ勘案したところ、6月24日で提案したいと思います。

議 長

事務局より提案がありましたが、6月24日、午前10時からの日程でいかがでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、6月24日、月曜日ということで決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これで、第23回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時01分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 10番 白川 俊明

浜中町農業委員会 11番 片島 道夫

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 5 年 5 月 2 2 日

第 2 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 1 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川英之委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 5 年 5 月 2 2 日

第 2 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 2 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川英之委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 5 年 5 月 2 2 日

第 2 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 3 (使用貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	片 島 委 員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 25 年 5 月 22 日

第 23 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 4 (使用貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川英之委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	<p>申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。</p>				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 5 年 5 月 2 2 日

第 2 3 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 5 (使用貸借)

譲受人	〇〇〇 〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川英之委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	<p>申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。</p>				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成25年5月22日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6 (使用貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 の 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第23回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第23回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	〇〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	